

令和3年度庄原市学校図書館研修会 兼 学校司書研修会

- 日 時：令和3年7月2日（金） 14：00～16：35
- 場 所：庄原市口和自治振興センター
- 対象者：庄原市内各小・中学校の図書館担当者22名，学校司書10名

目 的

児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を促進する学校図書館づくりについて研修することを通して，学校図書館担当者と学校司書が連携し，図書館の活用と児童生徒の読書活動の充実を図る。

講話 「学校図書館における著作権について」

広島県立図書館 事業課長 廣瀬 和美



学校図書館や授業で使用する資料の著作権について，クイズによる事例を参考にした講話を受けた。

- ・著作権は，法的なルールのみならず，著作者に対するマナーの面でも考えていくものである。
- ・学校で使用する資料については，授業に必要な範囲のものであるか，著作物を使用する対象は誰であるかというところが一つの判断の目安になる。学校における複製等については，授業の過程であれば比較的，自由に使用することができる。

交流・協議 「学校図書館の活用について」

庄原市教育委員会 教育指導課 小谷 綾子



学校図書館は，読書センター，学習センター，情報センターの3つの機能を有している。この3つの機能の側面で，各校の取組と成果を交流し，課題に対して改善案を協議した。

【交流・協議内容の一例 ○取組・成果，△課題】

- | | |
|--------|--|
| 読書センター | ○コロナ対応として放送による読み聞かせ，読書通帳の取組等
△高学年になると，本の貸し出し数が減る傾向にある |
| 学習センター | ○授業との関連資料や図書を整備，調べ学習コーナーの設置等
△図書担当以外の教諭等と学校司書の連携が十分に取りにくい |
| 情報センター | ○担任等のニーズによる書籍購入
△調べ学習において書籍と電子端末の使用のバランスに悩んでいる |

【参加者の感想】

- ◇ 著作権について悩みながらもコピーしていたことがあったため，本研修で学んだ著作権違反に触れるかを判断する視点が参考になった。
- ◇ 他校との交流により，自校の成果や課題を整理することができた。子供たちを巻き込んで読書活動をより一層推進していきたい。
- ◇ 図書館の実態について学校司書と図書担当しか把握していない点，自校の課題だと感じた。図書のイベントについて各学校の取組を聞くことができたので，参考にしていきたい。